

**2023 秋派遣
【海外交換留学プログラム】
募集要項**



第 1 次募集

募集ガイダンス	(日本語)2022 年 10 月 5 日(水)5 限 <Zoom ID> 931 3754 4235 (英語)2022 年 10 月 5 日(水) 5 限 <Zoom ID> 930 3893 5013
募集期間	2022 年 10 月 3 日(月) - 2022 年 11 月 3 日(木) 14 : 00
面接対象者発表	2022 年 11 月 17 日(木) 面接対象者のみキャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
面接日程	2022 年 11 月 29 日(火)、30 日(水)、12 月 1 日(木) (Zoom)
最終選考結果発表	2022 年 12 月 6 日(火) キャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
第 1 回参加者ガイダンス	2022 年 12 月 7 日(水) 5 限 (Zoom)
第 2 回参加者ガイダンス	2023 年 1 月 25 日(水) 6 限 (Zoom)

第 2 次募集

募集ガイダンス	(日本語)2022 年 12 月 7 日(水) 5 限 <Zoom ID> 931 3754 4235 (英語) 2022 年 12 月 7 日(水) 5 限 <Zoom ID> 930 3893 5013
募集期間	2022 年 12 月 6 日(火) - 2022 年 12 月 23 日(金) 14 : 00
面接対象者発表	2023 年 1 月 13 日(金) 面接対象者のみキャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
面接日程	2023 年 1 月 17 日(火)、18 日(水)、19 日(木) (Zoom)
最終選考結果発表	2023 年 1 月 24 日(火) キャンパスターミナルのあなた宛ての重要なお知らせにて連絡します。
第 1 回参加者ガイダンス	2023 年 1 月 25 日(水) 5 限 (Zoom)
第 2 回参加者ガイダンス	2023 年 1 月 25 日(水) 6 限 (Zoom)

- ・ 上記のスケジュールは変更される可能性があります。
- ・ 必要に応じて最終選考結果発表までに個別面談を行うことがあります。その場合、日時は別途お知らせします。
- ・ 面接は、書類審査後に必要と判断された場合のみ実施します。
- ・ 面接日は大学が指定します。面接期間中は授業以外の予定を空けておくようにしてください。
- ・ 派遣先大学は最終選考結果発表時に公表します。
- ・ 募集大学の追加がある場合はキャンパスターミナルでお知らせします。
- ・ 第 2 次募集は、原則第 1 次募集で派遣枠に満たなかった大学のみ募集します。

プログラムの趣旨・概要

海外交換留学プログラムは、APUと学生交換協定を締結している大学へ授業料相殺で1 Semesterもしくは1年間留学する制度です。単に言語運用能力を伸ばすだけではなく、APU各学部の学習内容を深化させるため、協定校で正課科目を受講し、専門性を高めることが交換留学の目的です。

1. 申請条件

次の全ての条件を満たすこと。

- 1) 言語要件：別紙「2023 Fall University List」に記載された「APU 学内選考時の言語要件」を満たしていること。
- 2) GPA 要件(当該 GPA/通算 GPA)
次の2つの GPA 要件を両方とも満たしていること。
* 2022 年度春 Semester 終了時点の当該 GPA が 2.00 以上であること。
* 2022 年度春 Semester 終了時点の通算 GPA が別紙「2023 Fall University List」の「APU 学内選考時の要件」に示す通算 GPA 以上であること。
- 3) 申請時点において 2 Semester 一生から 5 Semester 一生であること
* 3 回生編・転入生は申請できません。
* 2 回生編・転入生は、第 4 Semester から申請できます。
- 4) 志望大学のある国/地域のパスポートを所持していないこと。申請者が志望大学のある国/地域のパスポートを所持している場合には、中学生以後 (G7 以後) においてその国/地域での学修歴が 4 年未満であること。
- 5) 学内選考の申請締め切り日において在籍状態が「通常」、「留学」、「休学」のいずれかであり、「停学」でないこと

2. 選考基準・選考方法・選考対象となる大学

(1) 選考基準

APU での学業成績および英語能力を中心に、志望理由の内容を踏まえ総合的に選考を行います。また、志望理由の評価においては主に次の 3 点について評価します。

- ・ 交換留学に参加するうえでの目的意識・留学計画が明確であること。
- ・ 派遣国社会に溶け込むのに必要な適応性があり、自らの力で留学生活における困難を乗り越える力と、それに対する心構えを有していること。
- ・ 進路・就職に対する計画・意識が明瞭であること。

(2) 選考方法

- ・ 提出書類に基づく選考 (APU での学業成績について申請者に資料提出は求めていませんが、アカデミック・オフィスは大学のデータベースより学生の成績情報を確認します)
- ・ 書類審査後必要と判断された場合のみ面接を実施。

(3) 選考対象となる大学

原則として、申請書類に記載された希望大学(第 1 希望～第 3 希望)を審査の対象とし選考します。前年度の倍率等を参考にしながら、第 3 希望まで記載することを強く推奨します。なお、募集大学の追加がある場合はキャンパスターミナルでお知らせします。

3. 言語条件付内定および補欠合格制度について

(1) 言語条件付内定

以下のいずれかに該当する場合は言語条件付内定となります。

- A 別紙「2023 Fall University List」の「派遣先申請時の言語要件」を満たさない状態で学内選考を通過した者
- B 別紙「2023 Fall University List」の派遣先大学の「Application Deadline」までに期限が切れる英語能力試験スコアで学内選考を通過した者 (ただし、派遣先への言語スコアの提出が不要な場合は期限が切れるス

コアで応募したとしても条件付内定とはせず、正式内定となります。)

C 授業で受験した GSE スコアで学内選考を通過した者

言語条件付内定の者は、最終スコア提出期限*までに「派遣先申請時の言語要件」を満たす英語スコアを提出しなければなりません。最終スコア提出期限までに基準を満たす英語スコアを提出することができない場合は、内定取り消しとなります。

*最終スコア提出期限：別紙「2023 Fall University List」の「Nomination Deadline」の1週間前

(2)補欠合格制度

募集枠を超える応募があった派遣先大学については、各大学1名ずつ補欠合格者を選出します。補欠合格者は、該当大学の合格者もしくは言語条件付き内定者の内定が取り消しとなった場合、繰り上げで交換留学内定となります。

対象学生：第1希望から第3希望のいずれの希望大学にも内定しなかった学生

注意事項

- ・補欠合格者が繰り上げ内定するかどうかは、各セメスターの成績発表後、もしくは各派遣先大学のノミネーション締切の1週間前までに決まります。
- ・補欠合格者が言語条件付き補欠内定となる場合、繰り上げ内定する際には、ノミネーション締切の1週間前までに、「派遣先申請時の言語要件」を満たす英語スコアを提出しなければなりません。
- ・派遣先の申請締切直前に繰り上げ内定となる可能性があるため、申請に向けて各自必要となる提出書類などは調べておくようにしてください。
- ・補欠合格者が1年留学を希望している場合でも、内定が取り消しとなる学生の派遣期間によっては、1セメスターのみ派遣可能となる場合があります。
- ・補欠合格者は出発までに行われる全ての内定者ガイダンスへの出席が必要です。
- ・補欠合格者が、再度交換留学プログラムに申請する場合は、補欠合格の権利を自動的に失います。

4.内定後のスケジュール／手続き／内定の取消しについて

(1)内定後のスケジュール／手続きについて

合格後～2023年7月	参加者ガイダンス（全5回実施、出席必須） 危機管理授業（出席必須） 誓約書等 APU への書類提出、保険手続き、予防接種、派遣先大学へ入学申請、ビザ申請、渡航準備等
2023年8月～10月頃	派遣先大学へ出発・交換留学開始

*派遣先の寮の手配、ビザ申請や渡航準備は、参加者自身の責任で行ってください。

(2)内定の取消しについて

以下のいずれかに該当する場合、交換留学の内定を取り消します。

- ① 派遣先大学の言語要件を最終スコア提出期限(Nomination Deadline)の1週間前までに満たせなかった場合
- ② 2022年度秋セメスター終了時点において当該 GPA2.00 を下回った場合
- ③ 2022年度秋セメスター終了時点において派遣先大学の通算 GPA 要件を満たせなかった場合
- ④ 2023年度秋セメスター履修登録 A 期間開始の7日前までに留学に必要なビザを取得できなかった場合

5.派遣期間・APU 学籍上の留学期間

(1)派遣期間：1セメスター(2023秋)もしくは1年間(2023秋-2024春)

- ・派遣先大学によっては派遣期間が1セメスターのみ、または1年間のみの場合もあります。別紙「2023 Fall University List」を参照してください。
- ・1年間留学する場合は、回生をまたいだ期間であっても問題ありません。(例)2回生後半(第4セメスター)

～3 回生前半(第 5 セメスター)

- ・ 学生の個人的な事情に応じて、派遣期間の延長や、派遣時期を次セメスター以降にずらすことはできません。

(2)APU 学籍上の留学期間

- ・ APU 学籍上の留学期間は、派遣先大学の学年暦に関わらず以下の通りです。
 - ◇ 春セメスター 4 月 1 日 ～ 9 月 20 日
 - ◇ 秋セメスター 9 月 21 日 ～ 3 月 31 日
- ・ 留学中は、セメスター単位で学籍を「通常」から「留学」に変更します。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、APU で開講している科目を履修することはできません。
- ・ 学籍が「留学」であるセメスターに、セッション科目や放送大学の科目を履修することはできません。
- ・ 実際のプログラム開始時期および終了時期は、派遣先の学年暦に応じて異なります。

① 1 セメスター留学する場合

	秋セメスター		
	第 1Q	第 2Q	セッション
APU での学籍	留学		
APU での履修	不可		
派遣先大学	1 セメスター		

② 1 年間留学する場合(通常)

	秋セメスター			春セメスター		
	第 1Q	第 2Q	セッション	第 1Q	第 2Q	セッション
APU での学籍	留学			留学		
APU での履修	不可					
派遣先大学	1 セメスター			2 セメスター		

③ 1 年間留学後、秋セメスター第 2 クォーターより APU で履修可能な場合

1 年間留学する場合であっても、派遣先大学の学年暦が APU の春セメスター第 2 クォーター開始前に終了する場合は、第 2 クォーターや夏セッションの科目を履修することができます。APU での学籍は春セメスターから通常となりますが、セメスター開講科目および第 1 クォーター科目の履修はできません。

	秋セメスター			春セメスター		
	第 1Q	第 2Q	セッション	第 1Q	第 2Q	セッション
APU での学籍	留学			通常		
APU での履修	不可				可	
派遣先大学	1 セメスター		2 セメスター		帰国	

6. 単位認定及び留学中・帰国後の履修

(1)単位認定

- ・ 留学先での単位は、在学中のすべての単位認定を含め、APU の各セメスターの履修登録上限単位数に関わらず、60 単位を上限として認定を行います。
- ・ 留学先の正規課程において修得した科目のみ単位認定を行います。
- ・ 留学先で履修した科目の単位を認定するために、本人からの申請に基づき、各学部および教学部で審査を行い、単位認定の判断を行います。
- ・ 派遣先大学で履修した科目の単位が APU の科目名で認定された場合、その科目はそれ以降 APU で履修することはできません。
- ・ APU の教学内容と相関がないと思われる科目（体育・芸術など）の単位認定は、原則として行いません。
- ・ 認定された単位は、成績評価欄に [T] として記載されます。

注意事項 * 詳しい単位認定の手順は、内定後に説明します。

APM

AACSB、EQUIS、EPAS 等の認証を受けている大学に留学することを強く推奨します。

上記の認証を受けている大学以外の大学に留学した場合、派遣先大学での学修が APM 専門教育科目として認定されるとは限りません。上記の認証を受けている大学に留学した場合も、科目によっては専門教育科目として認定されない場合もあります。

APS

派遣先大学で履修した科目が専門教育科目として認定される場合、10 単位を上限として学修分野ごとの専門教育科目として認められる場合があります。

(2) 留学中と帰国後の履修

留学中を含む、本学での履修計画は、各自の卒業時期に関わる重要事項です。誤った履修計画をたてると、4 年間で卒業ができなくなる場合があります。必ず各自の履修状況と所属学部のカリキュラムを確認し、しっかりと計画を立てて交換留学に臨んでください。

(3) 日本語科目・英語科目等の履修免除

大学が指定する条件を満たした場合、事前の申請により、APU に戻って履修を再開するセメスターの言語教育科目（英語、日本語、AP 言語）を履修免除することができます。申請の基準はカリキュラム・言語により異なりますので、詳細は APU 学部履修ハンドブックを確認してください。

言語教育科目（必修）の履修免除に関するお問い合わせ：cleac@apu.ac.jp

7. 留学にかかる経費 / 海外旅行傷害保険

(1) 留学先の費用目安（年間）

次に示す費用には APU 授業料は含みません。

オセアニア圏	:	100－215 万円
アジア圏	:	60－180 万円
ヨーロッパ圏	:	110－250 万円
北米	:	110－220 万円
南米・アフリカ圏	:	60－180 万円

留学中には、次のような費用がかかります。

ただし、実際の金額は行き先、個人によって異なります。

学費	その他
APU に納入	TOEFL/IELTS 受験料、 パスポート・VISA 申請費、保険料 渡航費、書籍代、娯楽費、語学研修料、 宿舎費・食費 その他個人的活動に関わる費用等

(2) APU 指定の海外旅行傷害保険ならびに危機管理支援システム(J-TAS)について

交換留学参加者は、APU 指定の海外旅行傷害保険ならびに危機管理支援システム(J-TAS)への加入が義務付けられています。

留学期間	保険（プラン S）	J-TAS	合計（めやす）
1 セメスター（4 ヶ月の場合）	43,610 円	9,052 円	52,662 円
1 年（10 ヶ月の場合）	114,460 円	22,630 円	137,090 円

* 派遣先によっては、APU 指定の保険に加え、派遣先指定の保険への加入が求められる場合もあります。

(3)APU の学費

- ・ 留学開始前のセメスターの継続審査で取消にならない限り、交換留学中も国内学生及び国際学生の授業料減免は継続されます。
- ・ 国際学生および参加者自身が経費支弁者の場合は、以下のいずれかの方法で留学中の APU の学費を納付する必要があります。
 - － ゆうちょ銀行口座を利用した自動払込
 - － 大学提携のウエスタンユニオン (WU) 社を通じた海外からの納付
- ・ 学費額は、アドミニストレーション・オフィスへ個別お問合せください。
- ・ 学費納付方法について問題がある方は、内定後交換留学担当者に別途相談をしてください。

8. 申請方法

交換留学の申請には次の 2 ステップが必要です。注意事項をよく読み、申請を行ってください。次の 2 ステップを申請締切までに完了していない場合は、書類不備となり選考を行いません。

[Step 1] 必要書類を準備

オンライン申請の最後に①顔写真 (データ)、②経費支弁書 (PDF、JPEG 等)、③英語スコアのコピーをアップロードする必要があります。また申請者が志望大学のある国/地域の国籍を所持している場合のみ、④中学生以後 (G7 以後) の学修歴を証明する書類の提出が必要です。それらを事前に準備してください。

① 顔写真(データ)

顔写真はアカデミック・オフィスが参加者をサポートするにあたり、参加者の顔と名前を一致させるために使用します。以下の点に注意して写真をアップロードしてください。

- ・ 正面を向き、帽子、マスク、サングラスなどを着用していない写真データを準備してください。証明写真でなくても構いません。
- ・ 申請者以外の人が入りこんでいる写真は使用しないでください。
- ・ 過去 6 ヶ月以内に撮影されたものを使用してください。
- ・ ファイル名は例に従い、「Photo_学籍番号_氏名(アルファベット)」としてください。
例) Photo_11111111_RITSUMEIHanako.jpeg

② 経費支弁書 (PDF、JPEG 等)

- ・ 経費支弁者に[交換留学のウェブサイト](#)より経費支弁書をダウンロードしてもらい、署名をもらってください。その後、申請者自身も署名したものを提出してください。
- ・ ファイル名は例に従い、「Financial_Support_学籍番号_氏名(アルファベット)」としてください。
例) Financial_Support_11111111_RITSUMEIHanako.pdf

③ 英語スコアのコピー (TOEFL/IELTS/GSE)

- ・ 別紙「2023 Fall University List」に記載された「APU 学内選考時の言語要件」を確認し、英語スコアのコピーを提出してください。
- ・ 申請時にはウェブスコアでの申請や期限切れ英語スコアでの申請が可能です。ただし、学内選考に通過後は有効期限内のスコアを取得したうえで、試験実施団体の発行する正式なスコア証明書 (コピー可) が必要です (言語スコアの提出を必要としない派遣先大学に申請する学生を除く)。
- ・ ウェブスコアを提出する場合は、必ず申請者の氏名、スコア、テスト取得日が確認できるページを提出してください。
- ・ 英語が母語でない英語基準学生も英語スコアを提出する必要があります。
- ・ アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出されたスコアの返却は行いません。
- ・ ファイル名は例に従い、「Score_学籍番号_氏名(アルファベット)」としてください。
例) Score_11111111_RITSUMEIHanako.pdf
- ・ 学内申請には、授業で受験した GSE スコアの使用が可能です。GSE スコア基準は「2023 Fall University List」の「GSE」の列を参照してください。
- ・ 授業で受験した GSE スコアのスコア閲覧方法がわからない場合は、申請締切まで余裕を持ったスケジュールでアカデミック・オフィス<outbound@apu.ac.jp>に連絡してください。

以下の条件に当てはまる場合は、英語のスコアの代わりに下記の書類を提出してください。

- ・ パスポートコピー：アイルランド、アメリカ合衆国、アンティグア・バーブーダ、イギリス、オーストラリア、ガイアナ、カナダ（ケベック州を除く）、グレナダ、ジャマイカ、シンガポール、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ニュージーランド、バハマ、バルバドス、ベリーズのいずれかの国において、12年目の教育課程を修了した者。例) [Passport_11111111_RITSUMEIHanako.pdf](#)
- ・ 開講言語が証明できる学校からのレターまたは公式ホームページのコピー：上記の国以外で、直近3年間、通常の課程による学校教育を英語で受けたことを証明する書類を提出できる者。例) [Certification Letter_11111111_RITSUMEIHanako.pdf](#)
- ・ 開講言語が証明できる卒業証明書：英語で実施された課程において、学士号または修士号を取得している者。例) [Certification Letter_11111111_RITSUMEIHanako.pdf](#)
- ・ 資格試験スコアのコピー：以下の資格試験において一定のスコアを満たす者。例) [Certification Letter_11111111_RITSUMEIHanako.pdf](#)
 - Old SAT (Critical Reading and Writing) : 1100 点以上
 - New SAT (Evidence-Based Reading and Writing) : 590 点以上
 - ACT : 25 点以上 (「English (英語)」 「Reading (読解)」 の平均点が 25 点以上)

④ 中学校・高校 (G7 以後) の学修歴を証明する書類

- ・ 志望大学のある国のパスポートを所持している申請者は、中学校・高校 (G7 以後) で在籍した全ての学校の成績証明書 (成績証明書に在籍期間を確認できる情報がない場合には、加えて在籍期間証明書) のコピーを提出してください。
- ・ ファイル名は例に従い、「Transcript_学籍番号_氏名(アルファベット)」としてください。
例) Transcript_11111111_RITSUMEIHanako.pdf
- ・ アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出された書類の返却は行いません。
- ・ 学修歴を証明できない場合には申請者が国籍を有する国に留学することはできません。

[Step 2] [オンライン申請](#) (LimeSurvey / English Only)

- ・ オンライン申請は全て英語で回答してください。
- ・ 指定されているエッセイ・志望理由に記入がない場合、極端に文字数が足りない場合は選考を行いません。
- ・ オンライン申請完了後は“Print your answers”をクリックし、申請内容を印刷し、保管しておいてください。ご自身の申請内容に関して疑義がある際は、必ず印刷した申請内容を持参ください。印刷した申請内容を持参しない場合は、疑義を受け付けません。
- ・ 複数回入力を行った場合は、入力日が新しいもののみ受け付けます。

9. 交換留学に関する問い合わせ

アカデミック・オフィス (B 棟 1 階)

交換留学担当

TEL: 0977-78-1101

E-mail: outbound@apu.ac.jp

プログラム共通事項

1. 査証(ビザ)

出発から帰国までに必要となるビザを確認の上、学生本人の責任で申請してください。必要となるビザは、学生の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なります。必要となるビザ(トランジットビザを含む)および必要書類等は各大使館のホームページ等で各自確認してください。なお、ビザ申請要件は予告無しに変更される場合がありますので、最新情報を入手するようにしてください。オンアライバルビザ(On-arrival Visa)での参加は、ビザ発給国の定めにより渡航前にビザを取得できない場合以外は原則認められません。

万一、所定の期日までにビザが取得できない場合は、派遣・留学は取り消しとなります。また、派遣・留学開始時期の変更等はいりません。

その際にかかるキャンセル料は、参加者の負担となります。負担するキャンセル料と成績については「免責事項・留意事項」に準じて取り扱います。

[国際学生のみ]

プログラム実施国のビザ以外に、日本の在留許可期限及び再入国許可の条件を確認してください。在留許可期限の更新・再入国許可について分からないことがあれば、チューデント・オフィスで確認してください。

注意)プログラムによってはビザの申請を代行会社に委託している場合があります。詳細はプログラム担当者に確認してください。

2. 保険

個人で既に加入している場合も含め、APU 及び派遣先大学が指定する国内・海外旅行保険、JCSOS 危機管理システム(J-TAS)等への加入が必要です。保険加入に関する詳細は、事前授業又は参加者ガイダンスで説明します。

3. 予防接種

事前授業又は参加者ガイダンスにて、APU ヘルスクリニックが推奨する予防接種の種類などを案内します。ヘルスクリニックが推奨する予防接種は必須ではありませんので、接種するかどうか各自判断してください。接種を希望する場合は、各自ヘルスクリニックで受診の手続きを行ってください。

ただし派遣先によっては予防接種が必須になる場合があるため、ガイダンス内の指示に従ってください。

4. 派遣の中止や内容の変更、参加の取り消し

- ① 次の条件に当てはまる場合は、教学部長が学生派遣の中止を判断します。
 - 1) 派遣先国・地域についての外務省の危険情報がレベル 2 以上である場合。ただし、新たな感染症の蔓延等により、感染症危険情報が発令された場合は、状況に応じて判断する。
 - 2) 社会情勢を鑑み、プログラムを安全に実施できないと考えられる場合
 - 2-1) 中止判断にあたり留意されることは、実習先での天災・災害・ストライキ・伝染病・現地情勢の変化・交通機関の運航状況・現地医療状況・戦争・テロ・引率者の怪我や急病及びそれに類する事象・危機発生時の派遣先機関における派遣学生への支援内容・その他不可抗力に起因する事態が発生した場合等が想定されます。
 - 3) 派遣先大学が、渡航を伴う APU からの学生受入中止を判断した場合
- ② 以下のいずれかに該当する場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあります。なお、交換留学、ダブルディグリープログラム、短期サマー/ウィンタープログラムを除くプログラムについては、参加を取り消された場合、成績は原則として「F」評価となります。
 - A) 参加態度・出席状況などを勘案し、受講不相当と判断された場合
 - B) 選考結果発表後、懲戒処分の対象となった場合

- C) 指定の海外旅行傷害保険などに加入しない場合や、書類の提出を怠る、必要なガイダンスに参加しないなど大学の指示に従わない場合
- D) 負傷・病気等で留学が適当でないと大学が判断した場合
- E) 不正行為を行った場合
- F) その他学生としての本分に反した場合

③ 受講が取り消された時点で既に発生している費用については、学生本人が費用を支払う必要があります。

5. 選考結果発表後の辞退について

本学は皆さんがプログラム申請をした時点で受講の意思があるものとして選考を行います。従って、選考結果発表後の辞退は原則認められません。申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、辞退することのないよう準備を行ってください。なお、期日内に大学が指定した費用の支払いがない場合は辞退したものと扱います。キャンセル料については、次項「6. キャンセル料について」を参照してください。単位付与があるプログラムの場合、辞退した者の成績評価は原則として「F」評価となります。

6. キャンセル料について

選考結果発表後に辞退せざるを得ない状況が生じた場合、辞退する学生は、その時点までに発生した費用を支払わなければなりません。キャンセル料には、銀行手数料(海外送金手数料等)も含まれます。

既にプログラムに要する費用を大学に納入済みの場合、キャンセル料を差し引いた差額を返金します。返金手続きは、一定時間を要します。

7. 履修計画について

本プログラムによる履修科目・修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認してください。選考結果発表後に問題が判明した場合および「4. 派遣の中止や内容の変更、参加の取り消し」に記載している事象が発生した場合も、特別な配慮等はしません。自己責任において、プログラムの応募を行ってください。

注意) 講義内容が同じプログラムに複数回参加することはできません。

申請を希望するプログラムが、すでに修得済みのプログラムの内容と同一かどうか不明な場合は、事前にアカデミック・オフィスにお問い合わせください。

8. 個人情報の取扱いについて

詳細は、合格者あてにお送りする誓約書を参照してください。

9. プログラム参加にあたって

- ① プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかりと決めてください。なお、派遣前後に行う事前/事後授業やガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。
- ② プログラム参加中は「プログラムに参加するにあたっての遵守事項(誓約書)」および「Off-campus Study Program へ参加する学生のための危機管理ガイドライン」を遵守してください。

2023年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program

交換留学・ダブルディグリープログラム・短期サマー/ウィンタープログラムに
参加するにあたっての遵守事項

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program (以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学 (以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関 (以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。
- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険にプログラム期間に関わらず日本出国から日本帰国までの全ての渡航期間について加入すること。危機管理支援システム (J-TAS) にはプログラム期間を含み本学が指定する期間について加入すること。
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 「Off-campus Study Program参加学生 健康状況および学習面における支援自己申告書」を提出すること。
- (5) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (6) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。
- (7) 本学もしくは派遣先の教職員によって医療行為が必要と判断された状況下で、自らの意思で受診をしなかった場合、如何なる問題が起こったとしても本学、派遣先はその責任を負わない。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用 (実習費・宿泊費・交通費・保険料等) は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 募集要項に定める所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへの参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費 (派遣先から本学に請求された必要経費を含む) を負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・現地情勢の変化・交通機関の運航状況・現地医療状況・戦争・テロ・引率者の怪我や急病及びそれに類する事象・その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先にいかなる費用も請求せず、3.(2)と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わない。
- (8) 大学に事前に申告した日本出国日から日本帰国日までの期間以外での行動は本学の責任ではなく、すべて参加者本人の責任において行動すること。

4. 入国・帰国 (海外で実施されるプログラムのみ)

- (1) 日本からの出国および帰国日ならびに途中の旅程を予め本学に提出すること。
- (2) 予め、本学に提出した旅程を理由なく変更しないこと。変更した場合は、変更した旅程を本学に提出すること。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

誓 約 書

私は、下記プログラムに参加するにあたり、募集要項・シラバスおよび別紙の遵守事項を理解し、各事項を厳守し、誠実に履行することを、ここに誓約します。申請書やその他提出書類に記載した個人情報（氏名、性別、生年月日、その他本プログラムに係り大学へ提供した情報）は、プログラム参加手続および本学が管理・運営に関する業務の目的のために、本学内で使用されること、また、第三者（派遣先大学・機関、旅行代理店、査証取得代行会社、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、関係国（日本、参加学生の母国、派遣国）の在外公館及び政府機関）に提供されることに同意します。

本人記入欄

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人氏名 _____ 印（国籍を問わず、押印が必要です。）

参加プログラム _____（派遣先大学・機関：_____）

学部 _____（APM / APS）

回生 _____（ 1 / 2 / 3 / 4 ）

学籍番号 _____

住所 _____

保証人記入欄

■私は、募集要項・シラバス及び別紙の遵守事項を本人に遵守させるとともに、これに反することによって生じた一切の事項について責任を持つこととします。また、プログラム参加において本人が負担する一切の債務については、プログラムに要する費用を限度額として保証いたします。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人氏名 _____ 印（日本国籍以外の方は、署名でも構いません。）

住所 _____

電話番号 _____

本人との関係 _____

【以下のいずれかに該当する場合は、本誓約書を受理いたしません。】

- ・ 本人または保証人の署名がそれぞれの本人による直筆でない場合、または、両人の記入欄における筆跡が同一人物のものであると判断される場合
- ・ 本人および保証人が同一の印鑑を使用している場合
- ・ 本誓約書の記入欄および押印箇所の一部または全てがコピーであると判断される場合
- ・ 友人や知人などが保証人になっているなど、その保証能力に欠けると本学が判断する場合
- ・ 記入欄に未記入箇所がある場合
- ・ 押印または署名がない場合
- ・ その他、内容について虚偽の疑いがある場合